

## 観光入込客統計に係る比較検証業務委託 仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

### 1 委託業務名

観光入込客統計に係る比較検証業務委託

### 2 委託期間

契約日から令和8年3月19日（木）まで

### 3 目的

委託者が従来から実施する「埼玉県観光入込客統計調査」の観光消費額及び観光入込客数等について、観光庁の「観光入込客統計に関する共通基準調査要領」（以下、「調査要領」という。）に新たに追加された手法による調査結果との比較検証を行う。

### 4 委託業務の概要

- (1) 調査要領に新たに追加された手法による観光消費額等の検証
- (2) 検証結果の中間報告
- (3) 有識者の選定と意見聴取
- (4) 最終報告書の作成・納品
- (5) その他事業全般に係る業務等

### 5 委託業務の内容

- (1) 調査要領に新たに追加された手法による観光消費額等の検証

「観光地点等入込客調査」と「調査員による対面調査」による調査手法（以下、「従来手法」という。）と、「インターネット調査」と「人流データ」による調査手法（以下、「新たな手法」という。）によって得られた観光入込客数及び観光消費額等について、比較検証を行う。

ア 比較検証の対象とする数値

- (ア) 観光入込客数（目的・属性別）
- (イ) 観光消費額単価（目的・属性別）
- (ウ) 観光消費額総額

なお、目的・属性別は、調査要領に定める区分によること。

イ 比較検証の対象期間

令和6年各四半期及び年間値、令和7年各四半期（予定）

ウ 比較検証の内容等

比較検証等の内容は次のとおりとし、委託者または各調査の受託事業者が提供するデータ及び本事業の遂行に必要と考えられる統計調査のデータを用い、適切な手法により検証すること。なお、企画提案では、ア～エの具体的な方法等について可能な限り記載すること。また、人流データは、本事業の受託者が調達する必要はない。

- (ア) 委託者が新たな手法として採用した統計や推計手法等の妥当性を検証すること。特に、従来手法と比較し、5（1）の各数値が過大または過少に推計されていないか検証すること。
- (イ) 従来手法と新たな手法で得られた5（1）アの推計結果を比較し、数値に乖離が生じている場合の理由を検証すること。また、乖離が生じている場合、その乖離を縮小する手法の有無や対応について検証すること。
- (ウ) 上記のほか、必要に応じ、比較検証の内容を追加・調整すること。
- (エ) 訪日外国人の観光入込客及び観光消費額については、新たな手法に応じた算出方法を検討すること。なお、本項の具体的内容は、委託者と協議の上決定することとし、企画提案の段階でその詳細を記載する必要はない。

## (2) 比較検証結果の中間報告

受託者は5（1）で実施した比較検証結果を取りまとめ、根拠となるデータ等とあわせて令和7年8月末を目途に委託者に報告すること。報告にあたっては、その内容を委託者と協議の上、有識者の意見を付すこと。

## (3) 有識者の選定と意見聴取

- ア 観光政策や地域観光の分野で、データ分析等にも豊富な知見を有し、5（1）の比較検証に有益な意見を付すことのできる有識者を2名選定し、提案すること。
- イ 有識者からは、次の事項に関する意見を聴取すること。なお、意見聴取内容の詳細は、委託者と協議の上決定すること。
  - (ア) 受託者が実施した比較検証結果の妥当性
  - (イ) 調査要領に定める新たな調査手法への移行に向けた課題や留意点
  - (ウ) その他必要な事項
- ウ 有識者からの意見聴取の方法等  
実施時期や回数、意見聴取の方法等は提案事項とする。

## (4) 最終報告書の作成・納品

- ア 5の比較検証及び有識者からの意見聴取結果を反映した報告書を作成すること。
- イ 比較検証の結果は、グラフ化などにより分かりやすく掲載すること。
- ウ 報告書の納品は、データで令和8年3月19日（木）までに行うこと。なお、報告書の項目等の詳細は受託者と協議の上決定する。

(5) その他事業全般に関わる業務等

- ア 本業務の実施に必要な能力、資格、経験等を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。
- イ 事業実施スケジュールを作成し、委託者に提出すること。
- ウ 受託者は、作成したスケジュールに基づき、進捗状況を適宜委託者に報告すること。また、必要に応じて委託者と受託者の打合せの場を設けること。
- エ その他、この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上決定する。

6 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 受託者は事業の結果を取りまとめた5 (4) の報告書を作成し、県に電子データを提出すること。業務報告の内容は、あらかじめ県の承認を受けること。  
また、契約終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。提出先は、埼玉県産業労働部観光課 DMO支援・観光振興担当（埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号）とする。
- (2) 本業務の遂行にあたっての再委託については、次のとおりとすること。
  - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
  - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (3) 受託者等は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 委託者が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく委託者と協議を行うものとする。
- (8) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。

連絡・問合せ先 埼玉県産業観光部観光課DMO支援・観光振興担当  
電話：048-830-3955